

HP荒らしの対処法教えて

私は今、ホームページを作っています。いろいろな人に来てもらって、とても楽しいホームページになっていました。しかし、最近誰か分からない人が、掲示板やチャットを荒らしてきます。「バカ」を何度も書いていたり、人が嫌がるような発言をしてきます。何度も注意してやめてもらおうとしたのですが、誰か分からないし対処法が分かりません。他の人にもとても迷惑だし、私もとても嫌な気分になります。だから困っています。荒らしがなくなるような対処法を知っている方は、アドバイスお願いします。

＝愛媛新聞に投稿された記事から＝（松山市・女子14歳）＝

※ 差別的な書き込みや事件を起こした少年の写真がインターネットで流されたこともありました。

一人の情報発信は、瞬時にネット上で伝達されます。発信は慎重であるべきです。開設者や利用者が、有意義にしかも気持ちよく活用できるものにしなければなりません。

差別的な書き込みへの対策

ア プロバイダーに削除要請を依頼する。

イ 人権にかかわる関係機関（法務局、地方法務局、県、市町村の人権窓口など）に連絡して、対処法を相談する。

ウ ホームページや掲示板に「中傷目的の入場はお断りします。」を表記します。また、リンクを隠す方法、荒らしのIPを管理ページから入力して入れないようにする方法、荒らしの記事を削除し続けて無視する方法などがあります。

岡山市では、市のホームページの掲示板に人権やプライバシーを侵害する有害情報の書き込み禁止と、違反者に対しては罰則を科する条例を制定し、2002年5月1日に施行しました。

今後、法律や条例での規制が進んでいくと予想されます。しかし、**利用者の良識とモラルで防止**を図ることが最善であり、利用者の自覚が求められます。

インターネットの功罪



現代社会は、多くの情報が交錯しています。情報伝達の担い手となったものは、衛星通信の発達や携帯電話、パソコン等で、これらの普及がインターネットの発達にも拍車をかけました。このことで情報の収集や伝達速度は、スピードアップするとともに、さらに細かい情報のネット網で地球を包みました。

今日、多くの人がインターネットを活用し、生活の利便性や効率化、趣味の充実等に役立てています。

時代と共に発達した便利なシステムも、間違った使い方をすれば、個人情報の流出や人権侵害を生むこともあります。利用する者が全責任を持ち、活用時のモラルは大事にすべきです。



確認

- ① インターネットで取得した情報は、十分吟味し、後は自己の責任で活用すべきです。
- ② ダウンロード等に有料のものががあります。有料サイトへの接続で、多額の請求を受けるケースもあります。注意が必要です。
- ③ 社会問題に発展しそうなサイト等の扱いは、十分注意すべきです。個人の責任で判断するとともに、注意すべきことは、子どもにしっかり教えることが大切です。

しあわせ

情報化社会

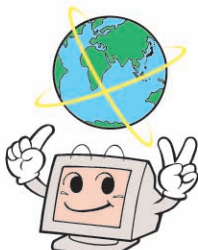
～人権とインターネットを考える～



2006年1月発行

伊予市教育委員会
愛媛県人権教育協議会伊予市支部

世界を結ぶ インターネット



① 情報の取得

自宅のパソコンや携帯電話から、各種情報の取得ができます。上手に使えると効率的で便利な生活に結びつけることができます。しかしながら、人権侵害の情報等もあります。

インターネットは、プロバイダーを経由して、インターネット業者等に接続します。そして、検索オプションの索引項目欄に知りたい情報のキーワードを入れて、検索します。検索の項目は、インターネット業者により多少違いがあります。



インターネットに挑戦
(公民館でのパソコン講座風景)

インターネットを活用して、生活情報、趣味に関する情報、自然情報等の取得に取り組んでいます。



② 情報の発信

情報発信は、人権への配慮が必要です。発信した情報は、削除するまで取り消しはできません。発信者の自覚が必要です。

電子メール

お互いがメールアドレスを持ち、相手のアドレスへ発信します。操作が簡単で、連絡・通信の手段として活用されています。受信者からは要請もしていない、全く知らない個人や業者から送られてくるメール（迷惑メール）は、注意して処理することが大切です。

電子掲示板

インターネット上に電子掲示板を開設し、そこにお知らせ記事や感想・意見等いろいろなことを書き込みます。掲示板に書き込みをする人に、守ってほしい事項を掲示しているものもあります。公的機関や個人の掲示板を利用する者のモラルとして、提示されていることは厳守して、有効活用すべきです。



図書館でのアクセス

ホームページ

他人のホームページからは情報の取得ができ、自分のホームページは情報の発信ができます。ホームページの開設には、住所を示すアドレスが必要です。

情報を発信するために、個人や会社、また、国、県、市町村等の公的機関、学校、各種団体、法人等々、特色のあるホームページを作っています。

③ インターネットでの遵守事項

ア 著作権に注意

他者が作成した文書、写真、音楽、絵画、パソコンソフト等々、著作権所有者の許可なしでコピーをしたり、第三者に送信したりすることは、違法行為です。「著作物複製可」のものは使えます。

著作権は、法律で保護されています。著作権侵害にならない注意が必要です。

イ 人権侵害にならない利用

インターネットの特徴は、「匿名性」ということにあります。匿名性を悪用し、掲示板やホームページ等に、差別発言や人権侵害の記事を書いたり、他人の情報を無許可で流したりするなどの行為は、絶対にしてはいけません。利用者の自覚と責任でモラルを構築することが大切です。

④ 子どもさんへ

ア インターネットではじめて知り合った人からの誘いには、のらないようにしましょう。また、いろいろ質問されても、個人的なことは話さないようにしましょう。

イ お金のかかる箇所への接続や判断できないことが起きた時には、すぐ家族（親）に相談しましょう。

ウ 利用は家族で相談し、約束は守り、年齢にふさわしい使い方をしましょう。

エ インターネットやパソコンの操作をする時は、目の健康にも注意して、節度を守りましょう。

21世紀は「人権の世紀」です。自分・他人、みんなの人権を大事にしたインターネットの活用を心がけるべきです。